

## 事務局職員の定年等に関する規程

第1条 職員は、70歳をもって定年とし、定年に達した年度の事業報告及び収支決算を承認する理事会・評議員会を開催する月の月末に退職するものとする。

第2条 前条の規定にかかわらず、理事長が必要と認める場合は、前条に規定する定年年齢を満75歳とすることが出来る。

第3条 職員が退職する場合は、退職時の給与月額に在職年数を乗じた額を基準として退職手当を支給する。

第4条 前条の規定にかかわらず、定年退職の場合に限り、1年未満の端月数があるときは切り上げるものとする。

第5条 この規程の改廃は、理事長の決裁により行う。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年3月11日から施行する。